技術研究組合法施行規則の一部を改正する省令

総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第二号）の一部を次のように改正する。

第五十七条第二号中「組織変更後の合同会社」を「組織変更後合同会社」に改める。

第五十九条第二号ロ中「金融商品取引法」の下に「（昭和二十三年法律第二十五号）」を加える。

第六十二条中「各号のいずれかに該当する構造の」を「に規定する」に改める。

第六十四条第二号中「（金融商品取引法第二十七条の二第六項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）に規定する公開買付け及びこれに相当する外国の法令に基づく制度をいう。以下この号において同じ。）」を削る。

第六十五条の次に次の一条を加える。

（出資の履行の仮装に関して責任をとるべき理事）

第六十五条の二　法第七十五条の二において準用する会社法第二百十三条の三第一項（法第百三十条の二において準用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

一　出資の履行（法第七十二条第三項又は法第百二十七条第三項に規定する出資の履行をいう。以下この条において同じ。）の仮装に関する職務を行った理事

二　出資の履行の仮装が理事会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該理事会の決議に賛成した理事

ロ　当該理事会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事

三　出資の履行の仮装が総会の決議に基づいて行われたときは、次に掲げる者

イ　当該総会に当該出資の履行の仮装に関する議案を提案した理事

ロ　イの議案の提案が理事会の決議に基づいて行われたときは、当該理事会の決議に賛成した理事

ハ　当該総会において当該出資の履行の仮装に関する事項について説明をした理事

第六十六条第九号中「法第六十二条第五号」を「法第六十二条第一項第五号」に改める。

第七十一条第三号中「同じ。法」を「同じ。）（法」に改める。

第七十四条第五号中「の信託をした」を「を信託した」に改める。

第七十七条第二号中「同じ。清算」を「同じ。）（清算」に改める。

第七十九条第四号及び第八十四条第四号中「の信託をした」を「を信託した」に改める。

第八十五条第四号中「及び百四十三条」を「又は法第百四十三条」に改める。

第八十八条第七号中「の信託をした」を「を信託した」に改め、同条第九号中「法第百十九条第六号」を「法第百十九条第一項第六号」に改める。

第九十条第六号中「の信託をした」を「を信託した」に改める。

様式第十中「組織変更後発行株式」を「組織変更時発行株式」に、「の状況並びに組織変更」を「が組織変更」に、「程度を記載した」を「程度を勘案して定められていることを証する」に改める。

様式第十一中「並びに組織変更」を「が組織変更」に、「程度を記載した」を「程度を勘案して定められていることを証する」に改める。

様式第十二中「吸収合併存続組合の名称」を「組合の名称」に、「吸収合併後存続組合」を「組合」に、「組織変更」を「吸収合併」に改める。

様式第十三中「新設合併存続組合の」を「組合の」に、「新設合併後存続組合」を「組合」に、「新設合併存続組合に」を「新設合併設立組合に」に、「組織変更」を「新設合併」に改める。

様式第十四中「新設分割による技術研究組合の設立」を「技術研究組合を設立する新設分割」に、「又は住所」を「及び住所」に、「組織変更」を「新設分割」に改める。

様式第十五中「新設分割による株式会社の設立」を「株式会社を設立する新設分割」に、「組織変更後発行株式」を「新設分割時発行株式」に、「帳簿）」を「帳簿））」に、「当該組織変更」を「当該新設分割」に、「の状況及び新設分割」を「が新設分割」に、「程度を記載した」を「程度を勘案して定められていることを証する」に改める。

様式第十六中「への」を「を設立する」に、「の信託をした」を「を信託した」に改める。

様式第十九中「申請者の属する」を削り、「申請者の住所
氏名（名称）
」を「組合を代表する理事の氏名
㊞」に改める。

附　則

この省令は、会社法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月一日）から施行する。

財務省、厚生労働省、経済産業省、令第一号

○農林水産省、国土交通省

会社法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第九十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、並びに関係法令を実施するため、中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年四月三十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣臨時代理
国務大臣　甘利　明
国土交通大臣　太田　昭宏

中小企業団体の組織に関する法律施行規則の一部を改正する省令

中小企業団体の組織に関する法律施行規則（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第七条第十一号中「第六十三条の五第九項第三号」を「第六十三条の五第十項第三号」に改める。

第九条第二項第二号中「第三十五条第六項第二号」に改める。

第五十五条第三項中「ものに限る」の下に「。第七項において同じ」を加え、同条に次の一項を加える。

7　第三項の規定は、同項各号に掲げる事項に係る情報についても、電磁的方法により組合員又は会員が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。

第六十七条第六号及び第六十九条第五号中「第六十三条の五第六項」を「第六十三条の五第七項」に改める。

第七十条中「第六十三条の五第七項」を「第六十三条の五第八項」に改め、同条第二号及び第三号を次のように改める。

二　吸収合併消滅組合における次に掲げる事項

イ　法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第四項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の四第五項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第五十六条の二の規定による手続の経過

三　吸収合併存続組合における次に掲げる事項

イ　法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第六項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による請求に係る手続の経過

ロ　法第五条の二十三第四項において準用する協同組合法第六十三条の五第七項（法第四十七条第三項において準用する場合を含む。）において準用する協同組合法第五十六条の二の規定による手続の経過